

# 法人が公益財団法人に支出した寄付に係る税制優遇

法人税について、法人が支出する寄付金は、その法人の資本金等の額、所得の金額に応じた一定の限度額までが損金に算入されます。

このとき、公益財団法人に対する寄付については、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられています。

$$A : (\text{所得金額の } 6.25\% + \text{資本金等の額の } 0.375\%) \times 1/2$$

$$B : (\text{所得金額の } 2.50\% + \text{資本金等の額の } 0.250\%) \times 1/4$$

A : 公益財団法人への寄付金の特別損金算入限度額  
B : 一般寄付金の損金算入限度額（A の限度額を超えた分を含む。）

[根拠条文：法人税法第37条]